

# 令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

日頃から市税につきましては、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

この手引を参照の上申告書を作成し、御提出ください。

## ○申告書の提出期限

**令和7年1月31日（金）**

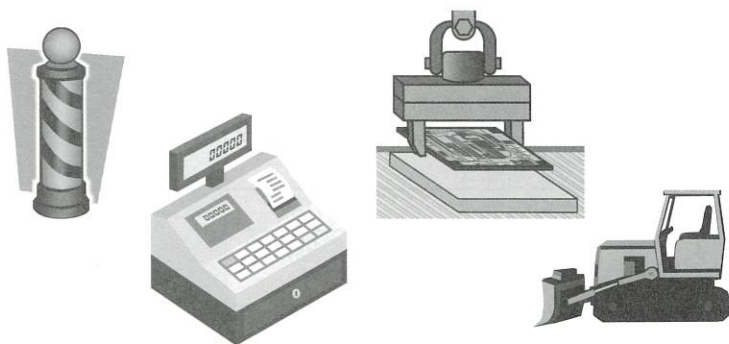
期限間近は窓口が大変混雑しますので、1月中旬までの提出に御協力ください。

○事業所独自（自社電算システム）の申告書を使用される方で、三条市が送付した申告書がある場合は、必ず一緒に提出してください。

○「前年中に資産の増減がない」及び「該当する資産がない」場合や「廃業・解散・休業」等の場合でも申告書の備考欄にその旨記入をして申告してください。

○申告書を郵送される方で、控えの返送を御希望の場合は、控え用の申告書の写しとともに必ず返送先を明記した封筒に切手を貼付の上同封してください。（返送には、お時間をいただく場合があります。）

○内容確認のため、御連絡する場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。



郵送でも提出できます。

この部分を切り取り、所有者名を記入し、封筒に貼って御利用ください。（別途、切手を貼ってください。）



切り取り線 ≡

## ◎提出先・お問い合わせ

### 三条市役所 税務課 資産税係

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256-34-5511（代表）内線 471

0256-34-5530（直通）

FAX 0256-36-4321

### 栄サービスセンター 総合窓口グループ

TEL 0256-45-1110

### 下田サービスセンター 総合窓口グループ

TEL 0256-46-5906

955-8686

三条市旭町二丁目3番1号

**三条市役所 総務部**

**税務課 資産税係 行**

所有者名

# 1 償却資産とは

## (1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

たとえば、法人や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

## (2) 償却資産の種類と具体例

| 資産の種類 |           | 主な償却資産の例                                                                                                 |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種   | 構築物       | 構内舗装、駐車場舗装、門扉、塀、井戸、庭園、広告塔、給水タンク、消雪設備、緑化施設、その他基礎のない簡易建物（プレハブ倉庫、スーパーハウス、カーポート、自転車小屋など）等                    |
|       | 建物附帯設備    | 受変電設備、予備電源設備、工場用動力配線、ネオンサイン、中央監視制御装置、建物から独立した諸設備 等<br>テナント（賃借人）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作等                      |
| 第二種   | 機械及び装置    | 工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤など）・土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）・農業用機械（テンパリング、耕運機、アタッチメント等）・搬送装置（クレーン、コンベア等）その他産業機械及び装置等    |
| 第三種   | 船舶        | 漁船、釣船、ボート、貸しボート、一般船舶等                                                                                    |
| 第四種   | 航空機       | ヘリコプター、グライダー等                                                                                            |
| 第五種   | 車両及び運搬器具  | 構内運搬車、特殊自動車（フォークリフト、グレーダー等）（ナンバープレートの分類番号が「0,00～09,000～009」「9,90～99,」「900～999」の車両）<br>※自動車税、軽自動車税の対象を除く。 |
| 第六種   | 工具・器具及び備品 | 机、椅子、ロッカー、キャビネット、陳列棚、金庫、パソコン、コピー機、ファクシミリ、レジスター、テレビ、冷蔵庫、冷暖房器具、理容美容器具、医療器具、測定工具、自動販売機、ルームエアコン等             |

## (3) 国税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な取扱いの違いは、次のとおりです。

| 項目                         | 固定資産税（償却資産）                        | 国税                                                                                                       |
|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 償却計算の基準日                   | 賦課期日（1月1日）                         | 事業年度（決算期）                                                                                                |
| 減価償却の方法                    | 一般の資産は定率法（固定資産評価基準に定められた減価率によります。） | 【平成19年3月31日以前取得】<br>旧定率法、旧定額法等の選択制度<br>【平成19年4月1日以降取得】<br>定率法、定額法の選択制度（建物及びH28.4.1以降に取得した構築物・建物付属設備は定額法） |
| 前年中の新規取得資産                 | 半年償却（1/2）                          | 月割償却                                                                                                     |
| 圧縮記帳の制度                    | 認められません。（圧縮記帳前の取得価額）               | 認められます。                                                                                                  |
| 特別償却・割増償却<br>少額減価償却資産の即時償却 | 認められません。                           | 認められます。                                                                                                  |
| 増加償却（法人税・所得税）              | 認められます。                            | 認められます。                                                                                                  |
| 評価額の最低限度                   | 取得価額の100分の5                        | 備忘価格（1円）                                                                                                 |
| 改良費（資本的支出）                 | 区分評価                               | 原則区分評価                                                                                                   |

## 〈家屋と償却資産の区分表〉

この表は主な設備の例示です。特定の生産又は事業用設備は、家屋自体の効用（利便性）を高めるものではないため、家屋としては評価せず償却資産申告の対象となります。

家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合はすべて償却資産申告の対象です。

| 設備等の種類      | 設備等の分類           | 設備等の内容                                                                                                                                                         | 家屋と設備等所有関係が同じ場合 |      |
|-------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------|
|             |                  |                                                                                                                                                                | 家屋              | 償却資産 |
| 電気設備        | 受変電設備<br>高圧受変電設備 | 設備一式（キュービクル等）<br>受電盤、開閉装置（開閉器、断路器、遮断器等）<br>計器類（電圧計、電流計、力率計、電力計等）<br>変圧器、蓄電器、配電盤等                                                                               |                 | ○    |
|             | 予備電源設備           | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等                                                                                                                                           |                 | ○    |
|             | 中央監視設備           | 設備一式（監視盤、センサー、配線等）                                                                                                                                             |                 | ○    |
|             | 電灯照明設備           | 屋外設備一式、非常用照明器具                                                                                                                                                 |                 | ○    |
|             |                  | 屋内設備一式                                                                                                                                                         | ○               |      |
|             | 動力引込設備           | 引込工事一式                                                                                                                                                         |                 | ○    |
|             | 動力配線設備           | 特定の生産又は業務用設備                                                                                                                                                   |                 | ○    |
|             |                  | 上記以外の設備（エレベーター用等）                                                                                                                                              | ○               |      |
|             | 電話配線設備           | 電話機、交換機等の機器                                                                                                                                                    |                 | ○    |
|             |                  | 配管、配線、端子盤等                                                                                                                                                     | ○               |      |
|             | LAN設備            | 設備一式                                                                                                                                                           |                 | ○    |
|             | 放送・拡声設備          | マイク、スピーカー、アンプ等の機器                                                                                                                                              |                 | ○    |
|             |                  | 配管・配線等                                                                                                                                                         | ○               |      |
|             | 監視カメラ（ITV）設備     | 受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器                                                                                                                                          |                 | ○    |
|             |                  | 配管、配線、アンテナ等                                                                                                                                                    | ○               |      |
|             | 避雷設備             | 設備一式                                                                                                                                                           | ○               |      |
|             | 火災報知設備           | 設備一式                                                                                                                                                           | ○               |      |
| 給排水<br>衛生設備 | 給排水設備            | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備、<br>浄水器、活水器等                                                                                                                            |                 | ○    |
|             |                  | 屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等                                                                                                                                           | ○               |      |
|             | 給湯設備             | 局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）                                                                                                                                        |                 | ○    |
|             |                  | 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）中央<br>式給湯設備                                                                                                                              | ○               |      |
|             | ガス設備             | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                                                                                                                                         |                 | ○    |
|             |                  | 屋内の配管等                                                                                                                                                         | ○               |      |
|             | 衛生設備             | 設備一式（便器、洗面化粧台等）                                                                                                                                                | ○               |      |
| 空調設備        | 消火設備             | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等                                                                                                                                       |                 | ○    |
|             |                  | 消火栓設備、スプリンクラー設備等                                                                                                                                               | ○               |      |
|             | 空調設備             | ルームエアコン（壁掛型、床置型）、特定の生産又は業<br>務用設備                                                                                                                              |                 | ○    |
|             | 換気設備             | 特定の生産又は業務用設備                                                                                                                                                   |                 | ○    |
| その他の<br>設備等 | 運搬設備             | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機、リフト等                                                                                                                                          |                 | ○    |
|             |                  | エレベーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等                                                                                                                                      | ○               |      |
|             | 厨房設備             | 事業用の設備一式（飲食店・ホテル・病院・寮・社員<br>食堂等）                                                                                                                               |                 | ○    |
|             | その他の設備           | ビニールハウス、洗濯設備、乾燥機、冷蔵・冷凍倉庫<br>における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、<br>文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、ウッドデッ<br>キ、防鳥ネット、AED（自動体外式除細動器）、車止め、<br>駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、<br>ブラインド、駐輪設備等 |                 | ○    |
| 外構工事        | 外構工事             | 工事一式（門、塀、緑化施設等）                                                                                                                                                |                 | ○    |

## 2 申告について

### (1) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要となります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ウ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）及び簿外資産
- エ 遊休又は未稼働の資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- オ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- カ 福利厚生のに供するもの
- キ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ク 取得価額が租税特別措置法の規程を適用し、即時償却等をしているもの

### (2) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権等）
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日移行開始の事業年度に取得した償却資産について、
  - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの
  - ・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

### (3) 申告の方法について

いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

#### ア 書類による申告

##### (ア) 一般方式

- ・前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は市で行います。
- ・初めて申告される場合は、賦課期日（1月1日）現在所有されている全資産を申告してください。前年以前に申告している方には、市の固定資産台帳に登載されている資産が表示された「令和7年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」を同封しておりますので、それらを照合の上、申告ください。

##### (イ) 電算処理方式

- ・賦課期日（1月1日）現在所有する全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告する方式です。
- ・資産増減がない場合でも、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書を添付してください。
- ・申告内容について増加・減少・修正の内容がわかるよう摘要欄等にその旨を記入してください。

#### イ 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信する方法です。電子申告を行う場合は、事前に利用の届出が必要です。具体的な操作方法等はeLTAXのホームページを御覧ください。

【地方税共同機構】eLTAXホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

#### (4) 提出書類（提出データ）

初めて申告される場合は、賦課期日（1月1日）現在所有している全資産を申告してください。前年以前に申告している方には、市の固定資産台帳に登載されている資産が表示された「令和7年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」を同封しておりますので、それらを照合の上申告してください。該当する状況に応じて次の書類を提出してください。（斜線部は提出不要です。）

##### 【初めて申告をする方】

| 申告の種類      | 提出書類 |        |        | 留意事項                              |
|------------|------|--------|--------|-----------------------------------|
|            | 申告書  | 種類別明細書 |        |                                   |
|            |      | 増加(白紙) | 修正・減少用 |                                   |
| 申告する資産がある  | ○    | ○      |        | 種類別明細書(増加資産・全資産用)(白紙)に全ての資産を記載する。 |
| 申告すべき資産がない | ○    |        |        | 申告書18備考欄の「3.該当資産なし」に○をつける。        |

##### 【今までに申告をしたことがある方】

| 申告の種類                | 提出書類 |        |        | 留意事項                                                       |
|----------------------|------|--------|--------|------------------------------------------------------------|
|                      | 申告書  | 種類別明細書 |        |                                                            |
|                      |      | 増加(白紙) | 修正・減少用 |                                                            |
| 増加資産・減少資産の<br>どちらもない | ○    |        |        | 申告書18備考欄の「2.資産増減なし」に<br>○をつける。                             |
| 増加資産・申告もれ<br>資産がある   | ○    | ○      |        | 種類別明細書(白紙)に増加資産・申告も<br>れ資産を記載する。                           |
| 減少資産がある              | ○    |        | ○      | 種類別明細書(所有資産が登載された明細)<br>の対象資産に減少したことを記載する。                 |
| 増加資産・減少資産の<br>どちらもある | ○    | ○      | ○      | 種類別明細書(白紙)に増加した資産を(所<br>有資産が登載された明細)の対象資産に減<br>少したことを記載する。 |
| 申告すべき資産がない           | ○    |        |        | 申告書18備考欄の「3.該当資産なし」に<br>○をつける。                             |
| 廃業・解散・転出等した          | ○    |        |        | 申告書18備考欄の「4.廃業・解散・転出等」<br>に○をつけ、当該年月日を記入する。                |

##### 【自社電算処理で申告される方及び電子申告（eLTAX）により申告される方】

事業所独自の申告書を使用される方は、全資産について申告してください。また、申告内容について、増加・減少がわかるように申告してください。 ※三条市から送付した申告書と一緒に提出してください。

#### (5) 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

ア 三条市役所総務部税務課資産税係、栄サービスセンター及び下田サービスセンターの各総合窓口グループへ持参

イ 郵送（手引表紙の宛名ラベルを切り取って御利用ください。）

（控えの返送を御希望の場合は、控え用の申告書とともに必ず返送先を明記した封筒に切手を貼付の上同封してください。）

ウ eLTAX（地方税電子申告）による申告

eLTAXにより申告データを送信する方法です。

電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXホームページを御覧ください。

##### 【地方税共同機構】

eLTAXホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

**資産の多少、免税点（課税標準額150万円）未満にかかわらず、申告は必要です。**

### 3 申告書の記入例

#### (1) 償却資産申告書

- ◎ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の用紙に黒のボールペン（鉛筆、消せるボールペンは不可）で記入してください。書き間違いについては抹消線を引き、その欄の余白に正しく記入してください。
- ◎ 評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)の欄は、電算処理方法により申告される方以外は記入不要です。
- ◎ 控えが必要な場合は、提出前に各自写しをお取りください。

○申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

○「7」と記入してください。  
「7」と記入されている場合は不要です。

##### 1 住所・電話番号

- 住所、電話番号が空欄の場合は、記入してください。方書（ビル名等）も具体的に記入してください。
- 前回まで申告され、印字されている方は、記入不要です。

##### 2 氏名

- 初めて申告される方は、氏名又は名称（法人は代表者氏名も）、ふりがなを記入してください。
- 前年以前に申告いただいている法人は、代表者氏名を記入してください。
- 印字されている住所、名称に変更がある場合は抹消線を引き、その上の余白に変更後の住所、名称（ふりがな）を記入してください。
- 屋号のある方は屋号を記入してください。

##### 前年前に取得したもの（イ）

- 令和6年の1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を、種類別に記入してください。
- 申告漏れ資産がない場合は、前年度申告書の計（二）の列の額と同じになります。
- ※前年に申告された場合は、金額が印刷されています。必要に応じて修正してください。

##### 前年中に減少したもの（ロ）

- 令和6年の1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

##### 前年中に取得したもの（ハ）

- 令和6年の1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

##### 計（二）

- 令和7年の1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
- 次の算式により求めます。  
 $(イ) - (ロ) + (ハ) = (二)$

##### 3 個人番号又は法事番号

- 個人は12桁、法人は13桁の番号を記入してください。
- 個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認（番号確認と身元確認）をさせていただきます。個人番号を記載した申告書を代理の方が提出される場合は、委任状が必要です。詳しくは、チラシを御覧ください。

##### 4 事業種目

- 事業の種目を具体的に記入してください。
- 法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

##### 5 事業開始年月

- 事業を開始した年月又は設立年月を記入してください。

##### 6 この申告書に回答する者の係及び氏名

- この申告について、直接回答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

##### 7 税理士等の氏名

- 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

##### 8～14 各項目について

- 該当するものに○をつけてください。

##### 15 所在地

- 資産の所在地を記入してください。
- 所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

##### 16 借用資産（リース資産）

- 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 借用資産のある場合には、貸主の名称等を記入してください。

##### 17 所有区分

- 該当する方に○をつけてください。

##### 18 備考

- 該当する項目の番号に○をつけてください。
- その他、次のような事項を記載してください。
  - ・添付した書類の名称（例：「短縮耐用年数承認書の写し添付」「増加償却の届出書の写し添付」等）
  - ・〇月〇日社名変更、法人成り（法人化）等

|             |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 受付印         | 令和 7 年 1 月 12 日<br>(宛先) 三条市長                                                                  | 令和 7 年度<br>償却資産申告書 (償却資産課税台帳)                                                                                                                                                 | ※所有者コード<br>100000                                                                                                                                                                                                                            |                          |                                                                          |
| 所<br>有<br>者 | 1 (ふりがな)<br>住所<br>又は納税通<br>知書送達先<br>新潟県三条市旭町2丁目3-1<br>さんじょう<br>三条ビル1234号<br>(電話 0256-34-0000) | 3 個人番号又は法人番号<br>2000000000000                                                                                                                                                 | 8 短縮耐用年数の承認<br>有・ <input checked="" type="radio"/> 無                                                                                                                                                                                         |                          |                                                                          |
|             | 2 (ふりがな)<br>氏名<br>法人にあってはその名称及び代表者の氏名<br>さんじょうかぶしきがいしめ<br>三条株式会社<br>代表取締役 三条 太郎<br>(屋号)       | 4 事業種目<br>(資本等の金額)<br>機械製造業<br>230百万円<br>5 事業開始年月<br>平成 50 年 4 月<br>6 この申告に回答する者の係及び氏名<br>経理部資産課 平野一男<br>(電話 0256-34-0000)<br>7 税理士等の氏名<br>山田税理士事務所 山田次郎<br>(電話 0256-34-0000) | 9 増加償却の届出<br>有・ <input checked="" type="radio"/> 無<br>10 非課税該当資産<br>有・ <input checked="" type="radio"/> 無<br>11 課税標準の特例<br>(有)・無<br>12 特別償却又は圧縮記帳<br>有・ <input checked="" type="radio"/> 無<br>13 税務会計上の償却方法<br>(定率法・定額法)<br>14 青色申告<br>(有)・無 |                          |                                                                          |
| 資産の種類       | 取<br>前年前に取得したもの (イ)                                                                           | 得<br>前年中に減少したもの (ロ)                                                                                                                                                           | 価<br>前年中に取得したもの (ハ)                                                                                                                                                                                                                          | 額<br>計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (二) | 15 市 (区)<br>町村内に<br>おける事業<br>所等資産の<br>所在地<br>① 三条市旭町2-3-1<br>②<br>③<br>④ |
| 1 構築物       | 12,575,410                                                                                    | 200,000                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                              | 12,375,410               | 16 借用資産<br>貸主の名称等<br>ジャパンリース(株)                                          |
| 2 機械及び装置    | 67,905,000                                                                                    | 600,000                                                                                                                                                                       | 30,300,000                                                                                                                                                                                                                                   | 97,605,000               | (有)・無                                                                    |
| 3 船舶        |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          | 17 事業用家屋の<br>所有区分<br>自己所有・借家                                             |
| 4 航空機       |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          | 18 備考 (添付書類等)<br>※該当する項目に○をつけてください。                                      |
| 5 車両及び運搬具   | 3,457,000                                                                                     |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              | 3,457,000                | ① 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし<br>4. 廃業・解散・転出等 (平成 年 月 日)                  |
| 6 工具、器具及び備品 | 1,653,000                                                                                     | 600,000                                                                                                                                                                       | 400,000                                                                                                                                                                                                                                      | 1,453,000                |                                                                          |
| 7 合計        | 85,590,410                                                                                    | 1,400,000                                                                                                                                                                     | 30,700,000                                                                                                                                                                                                                                   | 114,890,410              | 申告処理<br>済 未 済 未 K N T                                                    |
| 資産の種類       | ※<br>評 価 額 (ホ)                                                                                | ※<br>決 定 価 格 (ヘ)                                                                                                                                                              | ※<br>課 税 標 準 額 (ト)                                                                                                                                                                                                                           |                          |                                                                          |
| 1 構築物       |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 2 機械及び装置    |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 3 船舶        |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 4 航空機       |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 5 車両及び運搬具   |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 6 工具、器具及び備品 |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |
| 7 合計        |                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                                                          |

(2) 種類別明細書

ア 増加資産（前年中に取得した資産）

◎令和7年度種類別明細書（増加資産・全資産用）〔白紙〕  
の用紙に黒のボールペン（鉛筆、消せるボールペン不可）  
で記入してください。書き間違いについては抹消線を引  
き、その欄の余白に正しく記入してください。

◎今回初めて申告される方は、令和7年1月  
1日現在の全資産を記入してください。

異動区分

- 1 増加  
2 訂正  
3 減少  
番号1に○をつけてください。

資産の種類

- 1 構築物・建物附帯設備  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具、器具及び備品  
いずれかの数字を記入してください。

所有者コード

○申告書右上の所有者コードを記入してください。  
新規申告者は記入不要です。

所有者名

○氏名又は名称を記入してください。

| 所有者コード  |            | 令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用） <sub>2</sub> |             | 所有者名         |    | 3枚のうち |            |
|---------|------------|--------------------------------------|-------------|--------------|----|-------|------------|
| 100000  |            |                                      |             | 三条株式会社       |    | 1枚目   |            |
| 異動区分    | 資産種類<br>※1 | 資産コード                                | 事業所<br>資産番号 | 資産の名称等       | 数量 | 取得年月  | 取得価格       |
| 増加<br>① | 訂正<br>2    | 減少<br>3                              |             |              |    |       |            |
| ①       | 2          | 2                                    |             | プレス加工機       | 1  | R6.3  | 29,000,000 |
| ①       | 2          | 2                                    |             | モーター AM4000型 | 6  | R6.5  | 1,300,000  |
| ①       | 2          | 6                                    |             | パソコン         | 2  | H29.6 | 400,000    |
| 1       | 2          | 3                                    |             |              |    |       |            |
| 1       | 2          | 3                                    |             |              |    |       |            |

資産の名称

○品名、規格、型式等を読みやすい字では  
きりと記入してください。  
○漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベッ  
ト、数字等も使用できます。

取得年月

○資産を取得（購入、  
製作）した年月を  
記入してください。

耐用年数

○「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」  
に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額

○資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役  
費、手数料等も含む）を記入してください。

摘 要

○市外の事業所からの移動により受け入れ  
た資産については、その旨（〇年〇月〇  
日〇〇から移動）を記入してください。  
○課税標準の特例がある資産については、  
摘要条項を記入してください。  
また、該当資産の確認ができる書類等を  
添付してください。

増減事由

○該当する番号に○をつけてください。  
（明細書下側※2「増減事由」参照）  
1 新品取得 は新品を取得したとき  
2 中古取得 は中古品を取得したとき  
3 移動 は市外の支店・支社等からの  
受入れ  
4 その他

イ 減少資産（前年中に全部減少、一部減少した場合）

◎市の固定資産台帳に登録されている資産が印字  
された「令和7年度種類別明細書（増加資産・  
全資産用）」に修正内容を赤のボールペンで記入  
してください。

修正する部分に抹消線を引き、その欄の余白に  
修正後の内容を記入してください。書き間違い  
については抹消線を引き、修正後の内容と、「書  
き間違い」と記入してください。

| 所有者コード  |            | 令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用） <sub>2</sub> |             | 所有者名          |    | 2枚のうち |           |
|---------|------------|--------------------------------------|-------------|---------------|----|-------|-----------|
| 100000  |            |                                      |             | 三条株式会社        |    | 1枚目   |           |
| 異動区分    | 資産種類<br>※1 | 資産コード                                | 事業所<br>資産番号 | 資産の名称等        | 数量 | 取得年月  | 取得価格      |
| 増加<br>① | 訂正<br>2    | 減少<br>③                              |             |               |    |       |           |
| 1       | 2          | ③                                    | 11          | 広告看板工事        | 1  | S63.4 | 200,000   |
| 1       | 2          | 3                                    | 1           | 受変電設備（キュービクル） | 1  | H18.5 | 2,000,000 |
| 1       | ②          | 3                                    | 2           | 研磨機           | 1  | H8.2  | 1,250,000 |
| 1       | 2          | ③                                    | 2           | ボール盤          | 2  | H6.10 | 600,000   |
| 1       | 2          | ③                                    | 6           | 応接セット         | 1  | H24.3 | 600,000   |
| 1       | 2          | 3                                    | 6           | エアコン          | 1  | H26.7 | 200,000   |

異動区分

- 1 増加  
2 訂正  
3 減少  
番号2又は3に○をつけてください。

増減事由及び減少区分

○該当する番号に○をつけてください。（明細書下側「※2減少事由」及び  
「※3減少区分」参照）  
1 売却 は売却  
2 滅失 は廃棄や、2台のうち1台などの一部減少  
3 移動 は市外の支店・支社等への移動  
4 その他 は耐用年数などの変更があったとき

摘 要

○売却先の名称、受入先の所在地等を記入  
してください。  
○一部減少の場合は、当初の取得価額と数  
量を記入してください。  
○耐用年数変更は「省令改正により」と記  
入してください。  
○修正した項目や情報を記入してください。

## 4 償却資産の評価額の計算方法等について

### (1) 償却資産の評価方法

申告された資産を資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき1品ずつ計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の100分の5になるまで償却します。

なお、評価額が取得価額の100分の5未満になる場合は、最低限度の100分の5とします。

### (2) 減価残存率表

(固定資産税に係る残存率表です。)

| 耐用<br>年数<br>(年) | 減価率<br>r | 減価残存率                     |                         | 耐用<br>年数<br>(年) | 減価率<br>r | 減価残存率                     |                         | 耐用<br>年数<br>(年) | 減価率<br>r | 減価残存率                     |                         |
|-----------------|----------|---------------------------|-------------------------|-----------------|----------|---------------------------|-------------------------|-----------------|----------|---------------------------|-------------------------|
|                 |          | ア 前年中<br>取得のもの<br>(1-r/2) | イ 前年前<br>取得のもの<br>(1-r) |                 |          | ア 前年中<br>取得のもの<br>(1-r/2) | イ 前年前<br>取得のもの<br>(1-r) |                 |          | ア 前年中<br>取得のもの<br>(1-r/2) | イ 前年前<br>取得のもの<br>(1-r) |
| -               | -        | -                         | -                       | 13              | 0.162    | 0.919                     | 0.838                   | 25              | 0.088    | 0.956                     | 0.912                   |
| 2               | 0.684    | 0.658                     | 0.316                   | 14              | 0.152    | 0.924                     | 0.848                   | 26              | 0.085    | 0.957                     | 0.915                   |
| 3               | 0.536    | 0.732                     | 0.464                   | 15              | 0.142    | 0.929                     | 0.858                   | 27              | 0.082    | 0.959                     | 0.918                   |
| 4               | 0.438    | 0.781                     | 0.562                   | 16              | 0.134    | 0.933                     | 0.866                   | 28              | 0.079    | 0.960                     | 0.921                   |
| 5               | 0.369    | 0.815                     | 0.631                   | 17              | 0.127    | 0.936                     | 0.873                   | 29              | 0.076    | 0.962                     | 0.924                   |
| 6               | 0.319    | 0.840                     | 0.681                   | 18              | 0.120    | 0.940                     | 0.880                   | 30              | 0.074    | 0.963                     | 0.926                   |
| 7               | 0.280    | 0.860                     | 0.720                   | 19              | 0.114    | 0.943                     | 0.886                   | 35              | 0.064    | 0.968                     | 0.936                   |
| 8               | 0.250    | 0.875                     | 0.750                   | 20              | 0.109    | 0.945                     | 0.891                   | 40              | 0.056    | 0.972                     | 0.944                   |
| 9               | 0.226    | 0.887                     | 0.774                   | 21              | 0.104    | 0.948                     | 0.896                   | 45              | 0.050    | 0.975                     | 0.950                   |
| 10              | 0.206    | 0.897                     | 0.794                   | 22              | 0.099    | 0.950                     | 0.901                   | 50              | 0.045    | 0.977                     | 0.955                   |
| 11              | 0.189    | 0.905                     | 0.811                   | 23              | 0.095    | 0.952                     | 0.905                   | 55              | 0.041    | 0.979                     | 0.959                   |
| 12              | 0.175    | 0.912                     | 0.825                   | 24              | 0.092    | 0.954                     | 0.908                   | 60              | 0.038    | 0.981                     | 0.962                   |

\* 「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

### (3) その他

ア 固定資産税の税率…税率は100分の1.4です。

イ 免税点…償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、免税点未満となるかは、課税標準額を算出した結果によりしますので、資産の多少にかかわらず申告してください。

ウ 申告内容について、参考資料の提出をお願いする場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

エ 年の途中で、前年以前に取得した資産の異動等が判明したときは、修正申告をしてください。

## 5 非課税・課税標準の特例等

### (1) 非課税となる資産

地方税法348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）（白紙）にその名称等と摘要欄に「特例資産（適用条項）」と記入し、「非課税規定の適用申告書」に必要事項を記入して非課税内容に係る資料とともに提出してください。

### (2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3、第56条、第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）（白紙）にその名称等と摘要欄に「特例資産（適用条項）」と記入し、「償却資産 課税標準特例該当資産届出書」に必要事項を記入して、特例内容に係る資料とともに提出してください。

（例）公共の危害防止施設・設備、特定事業所内保育施設、先端設備等導入計画に基づいて取得した資産等

電子申告により申告データを送信される場合も(1)・(2)の様式及び添付資料は郵送又は窓口での提出が必要です。

## 6 参考

### (1) 少額の減価償却資産の取扱い等について

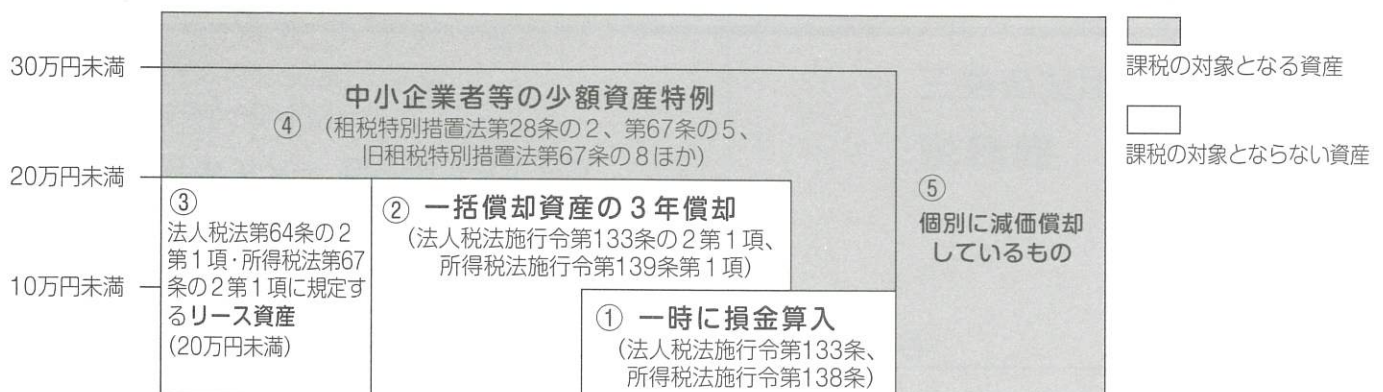
地方税法341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、次の①～③に該当する資産については、申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金参入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

\* ただし、次の④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

- ④ 租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金参入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

\* また、一括償却の3年償却及び一時に損金算入における対象資産（上記①・②・④）については、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。



## (2) 圧縮記帳後の一括償却資産等について

法人税法において圧縮記帳後の額が20万円未満となる場合は一括償却、10万円未満の場合は少額資産（一時に損金算入）として処理できますが、固定資産税の取得価額の算定では圧縮記帳は認められないので、（補助金等の額など圧縮記帳に認められた額を）取得価額に含めて申告してください。

## (3) 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び三条市税条例第41条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

## (4) 実地調査のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を順次実施します。

実地調査の主な内容は、事業所の「固定資産台帳」又は「減価償却費計算（明細）書」等の写しを提出いただき、市の償却資産課税台帳と照合します。

また、市の担当者が事業所等へ伺い、事業所備付けの固定資産台帳等資料の調査や、必要に応じて現物を確認させていただくことがありますので、その際は御協力をお願いします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。

## (5) 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。なお地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、追加課税となった場合、納期は1回となります。

## 〈申告書提出の前に御確認ください〉

- ☐ 申告書に連絡先（電話番号）は記入されていますか？
- ☐ マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？
- ☐ 種類別明細書の各欄（特に取得年月、取得価額、耐用年数）は記入されていますか？
- ☐ 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 控えの返送を御希望の場合、控え用の申告書と切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？